

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第29号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
建築基準法第8条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料	<省略>	建築基準法第8条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料	<省略>
<u>都市の低炭素化の促</u>	<u>都市の低炭素化の促</u>		
		<u>(1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに</u>	

<p>進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料</p>	<p>進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合</p>	<p>限る。以下この項において同じ。） 1件につき5,200円</p> <p>(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸のみに係るものうち申請に係る戸数が1のときは1件につき5,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき138,100円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき174,400円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき186,100円</p>
--	---	--

円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1  
のときは1件につき5,  
200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは  
1件につき10,300  
円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件  
につき17,500円、  
1棟の総戸数が11以上  
25以下のときは1件に  
つき29,100円、1  
棟の総戸数が26以上5  
0以下のときは1件につ  
き48,800円、1棟  
の総戸数が51以上10  
0以下のときは1件につ  
き87,300円、1棟  
の総戸数が101以上2  
00以下のときは1件に  
つき138,100円、  
1棟の総戸数が201以  
上300以下のときは1  
件につき174,400  
円、1棟の総戸数が30  
1以上のときは1件につ  
き186,100円

(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは  
1件につき10,300  
円、建築物の延べ面積が  
300平方メートルを超  
え2,000平方メート

ル以内のときは1件につ  
き29,100円、建築物  
の延べ面積が2,00  
0平方メートルを超え  
5,000平方メートル  
以内のときは1件につ  
き87,300円、建築物  
の延べ面積が5,000  
平方メートルを超え1  
0,000平方メートル  
以内のときは1件につ  
き138,100円、建築物  
の延べ面積が10,0  
00平方メートルを超え  
25,000平方メート  
ル以内のときは1件につ  
き174,400円、建  
築物の延べ面積が25,  
000平方メートルを超  
えるときは1件につ  
き2  
18,000円

その他  
の場合

- (1) 一戸建て住宅 1件に  
つき37,100円
- (2) 共同住宅等 住戸のみ  
に係るもののうち申請に  
係る戸数が1のときは1  
件につき37,100  
円、申請に係る戸数が2  
以上5以下のときは1件  
につき74,900円、  
申請に係る戸数が6以上  
10以下のときは1件に  
つき105,400円、  
申請に係る戸数が11以

上25以下のときは1件につき148,300円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、申請に係る戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき542,100円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき636,500円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上10

0以下のときは1件につ  
き305, 200円、1  
棟の総戸数が101以上  
200以下のときは1件  
につき413, 500  
円、1棟の総戸数が20  
1以上300以下のとき  
は1件につき542, 1  
00円、1棟の総戸数が  
301以上のときは1件  
につき636, 500円

(3) その他の建築物 建築  
物の延べ面積が300平  
方メートル以内のときは  
1件につき261, 60  
0円、建築物の延べ面積  
が300平方メートルを  
超え2,000平方メー  
トル以内のときは1件に  
つき417, 100円、  
建築物の延べ面積が2,  
000平方メートルを超  
え5,000平方メー  
トル以内のときは1件につ  
き593, 600円、建  
築物の延べ面積が5,0  
00平方メートルを超  
え10,000平方メー  
トル以内のときは1件につ  
き728, 000円、建  
築物の延べ面積が10,  
000平方メートルを超  
え25,000平方メー  
トル以内のときは1件に  
つき858, 100円、

		<p><u>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき979,400円</u></p>
<p><u>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料</u></p>	<p><u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合</u></p>	<p>(1) <u>一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 1件につき3,200円</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、申請に係る戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、申請に係る戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、申請に係る戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、申請に係る戸数が101以上2</u></p>

00以下のときは1件につき82,900円、申請に係る戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、申請に係る戸数が301以上のときは1件につき111,700円、建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものうち1棟の戸数が1のときは1件につき3,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき10,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき29,300円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき52,400円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき82,900円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき104,700円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき11

1, 700円

(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは  
1件につき6, 200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のときは1件につき17, 500円、建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のときは1件につき52, 400円、建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のときは1件につき82, 900円、建築物の延べ面積が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のときは1件につき104, 700円、建築物の延べ面積が25, 000平方メートルを超えるときは1件につき130, 800円

その他  
の場合

(1) 一戸建て住宅 1件につき19, 200円

(2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1

件につき19,200  
円、申請に係る戸数が2  
以上5以下のときは1件  
につき38,500円、  
申請に係る戸数が6以上  
10以下のときは1件に  
つき54,500円、申  
請に係る戸数が11以上  
25以下のときは1件に  
つき77,100円、申  
請に係る戸数が26以上  
50以下のときは1件に  
つき111,400円、  
申請に係る戸数が51以  
上100以下のときは1  
件につき161,300  
円、申請に係る戸数が1  
01以上200以下のと  
きは1件につき220,  
600円、申請に係る戸  
数が201以上300以  
下のときは1件につき2  
88,500円、申請に  
係る戸数が301以上の  
ときは1件につき33  
6,900円、建築物全  
体又は建築物全体及び住  
戸に係るもののうち1棟  
の戸数が1のときは1件  
につき19,200円、  
1棟の総戸数が2以上5  
以下のときは1件につき  
38,500円、1棟の  
総戸数が6以上10以下  
のときは1件につき5

4, 500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき7  
7, 100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき11  
1, 400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき1  
61, 300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220, 600円、1棟の総戸数が201以上300以下のときは1件につき288, 500円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき336, 900円

(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき131, 900円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のときは1件につき211, 500円、建築物の延べ面積が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のときは1件につき305, 600円、建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超え

		<p><u>10,000平方メートル以内のときは1件につき377,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき446,500円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき511,500円</u></p>			
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定</p>	<p>&lt;省略&gt;</p>	<p><u>一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）</u>  <u>1戸につき17,300円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）</u>の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、24,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この項において同じ。）、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、35,900</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定</p>	<p>&lt;省略&gt;</p>	<p><u>一戸建ての住宅1戸につき17,300円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、24,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この項において同じ。）、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、35,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、47,300円を同一の建築物につい</u></p>

申請手  
数料

円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、47,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、79,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、130,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、208,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、253,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共

申請手  
数料

て同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、79,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、130,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、208,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、253,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、269,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

	<p>同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、269,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>		
<p>その他の場合</p>	<p>一戸建て住宅1戸につき64,800円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、139,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、216,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、418,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、741,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟</p>	<p>その他の場合</p>	<p>一戸建ての住宅1戸につき64,800円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、139,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、216,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、418,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき、741,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等</p>

		<p>の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、1,268,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、2,338,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、3,336,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、4,085,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>			<p>の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき、1,268,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき、2,338,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき、3,336,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、4,085,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。</p>
<p><u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項</u></p>	<p><u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項</u></p>	<p><u>一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）</u>  <u>1戸につき4,000円、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この</u></p>			

<u>の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u>	<u>の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると住宅の品質確保の促進等に関する法律第</u>	<u>項において同じ。）の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき8,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額。以下この項において同じ。）</u> 、 <u>共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき13,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき20,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき37,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき64,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅</u>
-------------------------------------	---	---

5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認めた場合 等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき106,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき130,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき139,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

その他の場合 一戸建て住宅1戸につき25,300円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき59,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき94,800円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30

戸以下のときは申請1戸につき186,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき333,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき573,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき1,058,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき1,509,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき1,845,600円を同一の建築物について同時に

	申請が行われる住戸の数で 除して得た額とする。		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

備考

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 10,300円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 87,300円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 138,100円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 174,400円

カ 25,000平方メートルを超える場合 218,000円

(2) 住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからカまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 18,500円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 304,500円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 390,900円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 467,200円

カ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 2  
61,600円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 417,  
100円

ウ 2,000平方メートルを超え5,  
000平方メートル以内の場合 59  
3,600円

エ 5,000平方メートルを超え1  
0,000平方メートル以内の場合  
728,000円

オ 10,000平方メートルを超え2  
5,000平方メートル以内の場合  
858,100円

カ 25,000平方メートルを超える  
場合 979,400円

3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55  
条第1項の規定に基づく低炭素化のための建  
築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項  
に規定する都市の低炭素化の促進に関する法  
律第54条第1項各号に掲げる基準に適合す  
ると市長が定める機関が認めた場合の金額の  
欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に  
係るものの手数料について、次に掲げる場合  
には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床  
面積の合計についての次に掲げる場合の区  
分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 6,  
200円

イ 300平方メートルを超え2,000  
平方メートル以内の場合 17,50  
0円

ウ 2,000平方メートルを超え5,0  
00平方メートル以内の場合 5

2, 400円

エ 5, 000平方メートルを超え1  
0, 000平方メートル以内の場合

82, 900円

オ 10, 000平方メートルを超え2  
5, 000平方メートル以内の場合

104, 700円

カ 25, 000平方メートルを超える  
場合 130, 800円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分  
の床面積の合計についての備考3(1)アから  
カまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞ  
れ備考3(1)アからカまでに定める額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55  
条第1項の規定に基づく低炭素化のための建  
築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項  
に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築  
物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの  
の手数料について、次に掲げる場合には、それ  
ぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床  
面積の合計についての次に掲げる場合の区  
分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 6  
0, 300円

イ 300平方メートルを超え2, 00  
0平方メートル以内の場合 100,  
700円

ウ 2, 000平方メートルを超え5,  
000平方メートル以内の場合 16  
1, 000円

エ 5, 000平方メートルを超え1  
0, 000平方メートル以内の場合  
209, 300円

オ 10, 000平方メートルを超え2

5,000平方メートル以内の場合

251,100円

カ 25,000平方メートルを超える

場合 293,900円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分  
の床面積の合計についての次に掲げる場合  
の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 1

31,900円

イ 300平方メートルを超え2,00

0平方メートル以内の場合 211,

500円

ウ 2,000平方メートルを超え5,

000平方メートル以内の場合 30

5,600円

エ 5,000平方メートルを超え1

0,000平方メートル以内の場合

377,800円

オ 10,000平方メートルを超え2

5,000平方メートル以内の場合

446,500円

カ 25,000平方メートルを超える

場合 511,500円

## 附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。